

令和5年2月13日
(一財) 建築行政情報センター

令和5年度建築行政共用データベースシステム利用契約上の
畜舎特例法関連の変更について

1 法律の概要

令和4年4月から「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(令和3年法律第34号。新法。)が施行されたところです。

この法律により、都道府県が一定の要件に適合する畜舎等を認定すると、その畜舎等については建築確認が不要となります。

なお、「畜舎等」の「等」は畜産に関連する飼料施設、し尿処理施設等です

この法律では、都道府県が行う認定事務(※)において、畜舎等の設計者が建築士であることを確認することが必須となされています。

※都道府県は、畜舎特例認定事務の一部(建築関係要件の審査事務)を指定確認検査機関に委託できます。市町村への業務移管を許容する規定はありません。

2 建築行政共用 DB による対応について

当財団では国土交通省からの依頼を受け、畜舎特例認定事務において建築士に関する確認を行う場合に、共用 DB(建築士照会サブシステム)が使えるよう対応することとしたところです。

3 共用 DB の利用契約書の変更について

共用 DB の利用契約書(案)では、これまで「建築行政事務」における利用に限定していました。今般、都道府県や指定確認検査機関の「畜舎特例認定事務」における利用も可能となるように、建築士照会サブシステムに関する契約書別紙の関連条項(※)などを変更しています。

なお、都道府県以外の特定行政庁については、建築行政事務のみでの利用となるため、契約書本文における畜舎特例認定事務に関する変更を行っていません。別紙のみの変更としています。

※契約書「別紙」関連条項

- ・「契約サブシステムの詳細(建築士・事務所登録閲覧システム編)」の第1条
- ・「建築行政事務情報の照会等の範囲及び対象者」の表

4 市・町に関係ない内容の変更の記載理由

従来から別紙においては、建築士照会サブシステムの利用権限について特定行政庁以外の指定確認検査機関、指定構造計算適合判定機関等を記載している並びで、追加する変更としています。

5 その他

令和4年度においては、必要に応じて都道府県に対して年度途中で契約書の読替え手続きを行って対応したところです。

【参考】e-gov の畜舎特例法、省令、及び、農林水産省チラシの URL

<法律>

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000034_20220617_504AC0000000068

<農林水産省・国土交通省共管省令>

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60000a00006_20220401_0000000000000000

<農林水産省チラシ>

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_tiku_manage/attach/pdf/chikusya-67.pdf

<照会先>

一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)

契約管理課・企画課 海野 敦

TEL：03-5225-7703

MAIL：gr-keiyaku@icba.or.jp

令和5年度建築行政共用データベースシステム利用契約上の
畜舎特例法関連の変更について

1 法律の概要

令和4年4月から「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(令和3年法律第34号。新法。)が施行されたところです。

この法律により、都道府県が一定の要件に適合する畜舎等を認定すると、その畜舎等については建築確認が不要となります。

なお、「畜舎等」の「等」は畜産に関連する飼料施設、糞尿処理施設等です

この法律では、都道府県が行う認定事務(※)において、畜舎等の設計者が建築士であることを確認することが必須となされています。

※都道府県は、畜舎特例認定事務の一部(建築関係要件の審査事務)を指定確認検査機関に委託できます。

2 建築行政共用 DB による対応について

当財団では国土交通省からの依頼を受け、畜舎特例認定事務において建築士に関する確認を行う場合に、共用 DB(建築士照会サブシステム)が使えるよう対応することとしたところです。

3 共用 DB の利用契約書の変更について

共用 DB の契約書(案)では、これまで「建築行政事務」における利用に限定していたところを、都道府県や指定確認検査機関の「畜舎特例認定事務」における利用も可能となるように、契約書本文や別紙の関連条項(※)を変更しています。

畜舎等の設計者が建築士であることを確認することについては、法律では都道府県の事務となっています。そのため委託内容の運用範囲等を想定して指定確認検査機関においても建築士照会システムの利用が可能となるよう、変更するものです。

※関連条項

- 契約書本文第1条、第2条第4項、及び、第18条
- 別紙のうち「利用規約」の第3条第3項①
- 別紙のうち「契約サブシステムの詳細(建築士・事務所登録閲覧システム編)」の第1条

- ・別紙のうち「建築行政事務情報の照会等の範囲及び対象者」の表

【参考】e-gov の畜舎特例法と省令の URL

<法律>

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC00000000034_20220617_504AC00000000068

<農林水産省・国土交通省共管省令>

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503M60000a000006_20220401_0000000000000000